

「移動等円滑化促進地区」と「重点整備地区」

【本市実行計画第2編(現在検討中)】

移動等円滑化促進方針 (マスタープラン)

市域全体のバリアフリー方針や、「**移動等円滑化促進地区**」の設定、当該地区のバリアフリー方針等について記載します。

移動等円滑化促進地区

ポイント

バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区

- ・生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ・バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

具体事業の調整が
可能な地区

【本市実行計画第3編(来年度以降詳細を検討)】

基本構想

「移動等円滑化促進地区」のうち、具体事業の調整が可能な地区を「**重点整備地区**」と設定し、具体の事業(取組内容)を記載した「基本構想」を作成します。

なお、「基本構想」に基づき、各事業者が事業計画を作成し、事業を実施していくことになります。

重点整備地区

ポイント

具体事業の調整が可能な地区

- ・生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化事業が特に必要な地区
- ・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区